

答 申 第 5 3 号
(諮 問 第 5 2 号)

平成 2 9 年 4 月 1 7 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 3 月 8 日付け鎌管第 3 3 2 2 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成28年2月10日付けで異議申立人が行政文書公開請求した『建物（旧901会議室）の明け渡しに係る仮処分の申し立てについて』の申立から処分決定通知一式及び弁護士相談記録一式。但し、地裁判決文を除く。』について、

- (1) 申立から処分決定通知一式を全部非公開とした処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。
- (2) 弁護士相談記録の一部を非公開とした処分については妥当ではないため、非公開部分を全部公開すべきである。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成28年2月10日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、『建物（旧901会議室）の明け渡しに係る仮処分の申し立てについて』の申立から処分決定通知一式及び弁護士相談記録一式。但し、地裁判決文を除く。』に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成28年2月24日付け鎌倉市指令管第54号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成28年2月29日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成28年5月26日付けで提出された意見書及び平成29年2月13日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、大要次のとおりである。

ア 申立から処分決定通知一式について民事保全法第5条を理由

として非公開としている。当該請求文書が非公開で行われた審尋での文書であったとしても、裁判と情報公開制度とは本来別のものである。実施機関が当事者となった事案であるので、公の意味をもつものである。当該文書一式を公開することによる公益性は高く、一部を非公開とする必要はあったとしても、全体として公開されるべきものであると考える。実施機関が申立てから処分決定通知一式を全部非公開とした事は不当である。

イ 弁護士相談記録における相談内容についても、行政文書公開請求を行ったのは、横浜地方裁判所において決定書が出たあとなので、実施機関が縷々述べる理由には該当しないと考える。

鎌倉市のホームページで平成28年鎌倉市議会2月定例会議案集（その3）5頁に議会諮問第2号「行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申し立てについて」の一部として弁護士相談記録の相談概要部分を公開している。本件請求も同様の案件であるので、実施機関が相談概要を非公開にすることは不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年5月6日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成29年2月13日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 申立てから処分決定通知一式については、民事保全法第5条の「事件の記録」に該当する。同条において事件記録の閲覧は利害関係を有する者に限って請求できることになっており、利害関係を有する者以外の者は閲覧若しくは謄写ができない規定となっていることから、全部非公開とした。
- (2) 弁護士相談記録における相談内容については、提起されることが想定される争訟の一方の当事者である市の争訟活動の方針、対応、争訟準備の内容等の情報であり、争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が公開されると、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、非公開とした。
- (3) なお、そのおそれとは、本来争訟は、相手方と対等な立場で遂行するものであって、当事者としての利益を保護する必要があり、仮に、争訟において、一方の当事者の内部情報が公開されると、

それが正規の交渉等の場を経ないで相手方に伝わるなどして、その時点で行いうる争訟方針の策定やそのための事実調査を行うことを妨げられ、訴訟において適切な立証を適切な時期にすることができなければ、本市の争訟における地位は著しく不利になり、紛争の公正、円滑な解決を妨げられる可能性がある。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が所有する建物（旧 9 0 1 会議室）明渡しの仮処分命令申立に係る申立書、答弁書、証拠説明書、準備書面、決定書及び市の顧問弁護士との相談後に総務課へ提出する弁護士相談記録である。

(2) 条例第 6 条第 4 号該当性について

ア 条例第 6 条第 4 号は、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの 5 つを示しているが、イとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

イ 弁護士相談記録をインカメラ審理により見分したところ、提出書類についての相談及び確認を行ったこと、相談に対して顧問弁護士から助言を受けたことが記されていた。

実施機関は、これらの内容について争訟に対処するための内部的な方針が公開されると、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張するが、相談内容欄には争訟についての具体的な方針等については書かれてはいなかった。このことから、弁護士相談記録は公開を行っても実施機関の当事者としての地位を害する情報とは認められないため、非公開とした部分について公開すべきである。

(3) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号は、「法令等の規定又は実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公開することができないとされている情報」を非公開情報としている。

実施機関は、申立てから処分決定通知一式は民事保全法第5条の「事件の記録」に該当し、同条においては「事件の記録の閲覧」は「利害関係を有する者」に限って請求できることとなっており、利害関係を有する者以外の者は閲覧若しくは謄写ができない規定となっていることから、非公開としたと主張する。

しかし、この規定は民事保全の手続を定めたものであり、鎌倉市が保有する文書について、条例に基づき公開請求があった場合に同法により第三者に閲覧等をさせることを禁止しているものではない。

イ したがって、建物（旧901会議室）明渡しの仮処分命令申立に係る申立書、答弁書、証拠説明書、準備書面及び決定書について、実施機関が条例第6条第6号により非公開としたことには理由がなく、あらためて条例第10条による決定を行うべきである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
28 / 2 / 10	行政文書公開請求書が提出される
2 / 24	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 29	異議申立書が提出される (担当課 : 管財課)
3 / 8	審査会に対し諮問
4 / 11	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
5 / 6	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
5 1 1	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
5 / 27	異議申立人から意見書を受理
5 / 30	実施機関に意見書 (写) 送付
29 / 2 / 13	第84回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述) (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 27	第85回審査会で審議
4 / 17	第86回審査会で審議
4 / 17	答申 (答申第53号)